

**下関市の保育料(月額) ※令和2年度**

**(1) 市民税非課税世帯、要保護者等世帯(ひとり親世帯等)**

階層区分		3歳未満の保育認定子ども (H29.4.2~)						「きょうだい」の数え方	その他の軽減(市独自)	
		保育標準時間			保育短時間				① 20歳未満の 扶養児童のうち 第3子以降に該 当する場合	② 小学校3年生 以下の扶養児童 のうち第2子に 該当する場合
区分	定義	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	同一生計の兄弟の全員 を数える	/	/
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0			
B	市民税非課税世帯、里親	0	0	0	0	0	0			
C1	市民税所得割非課税 (均等割のみ課税)	6,000	0	0	6,000	0	0			
D1	割市 課税 税額 所得	48,600円 未満	6,000	0	0	6,000	0			
D3		58,800円 未満	6,000	0	0	6,000	0			
D5		77,101円 未満	6,000	0	0	6,000	0			

**(2) 上記(1)以外の世帯**

階層区分		3歳未満の保育認定子ども (H29.4.2~)						「きょうだい」の数え方	その他の軽減(市独自)		
		保育標準時間			保育短時間				① 20歳未満の 扶養児童のうち 第3子以降に該 当する場合	② 小学校3年生 以下の扶養児童 のうち第2子に 該当する場合	
区分	定義	第1子(A)	第2子(B)	第3子	第1子(A)	第2子(B)	第3子	同一生計の兄弟の全員 を数える	/	/	
C2	市民税所得割非課税 (均等割のみ課税)	13,600	6,800	0	13,400	6,700	0				
D2	市 民 税 所 得 割 課 税 額	48,600円 未満	15,600	7,800	0	15,400	7,700				
D4		57,700円 未満	20,200	10,100	0	19,900	9,950				0
		58,800円 未満	20,200	10,100	0	19,900	9,950				0
D6		77,101円 未満	24,900	12,450	0	24,500	12,250				0
D7		97,000円 未満	28,000	14,000	0	27,600	13,800				0
D8		108,600円 未満	32,600	16,300	0	32,100	16,050				0
D9		169,000円 未満	40,000	20,000	0	39,400	19,700				0
D10		211,201円 未満	43,600	21,800	0	42,900	21,450				0
D11		230,100円 未満	45,400	22,700	0	44,700	22,350				0
D12		301,000円 未満	55,000	27,500	0	54,100	27,050				0
D13		397,000円 未満	59,400	29,700	0	58,500	29,250				0
D14		397,000円 以上	78,000	39,000	0	76,800	38,400				0

- > 「要保護者等世帯」は、生活保護世帯のほか、ひとり親世帯、障害者手帳の交付を受けた人(在宅の者に限る)等がいる世帯です。
- > 「ひとり親世帯」の認定は児童扶養手当の対象者かどうかによって判断しますので、児童扶養手当の受給申請をしない場合はご相談ください。
- > 婚姻歴がない未婚のひとり親については、「寡婦(寡夫)とみなす特例」により保育料が安くなることがあります。申請が必要ですのでご相談ください。
- > 3歳以上の教育・保育認定子どもに係る保育料は「無料」ですが、満3歳になった日の属する年度中は上記の保育料が適用されます。(1号認定子どもを除く)
- > 父母の合計所得が「38万円未満」の場合は同居している直系親族(祖父母等のうち家計の主宰者と判断される方)の課税額を合算して階層決定します。
- > 市民税所得割課税額は、住宅借入金特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除などの税額控除前の金額です。
- > 「保育標準時間」とは、最長11時間の施設の利用時間の子ども、「保育短時間」とは最長8時間の施設の利用時間の子どもが対象です。
- > 4月から8月までの保育料は「前年度の市民税額」、9月から3月までの保育料は「当該年度の市民税額」をもとに階層を決定します。
- > 行事費、通園送迎費などの費用については園に直接お問い合わせください。